

対象判断用フローチャート（診療所・訪問看護ステーション）

①令和8年3月1日時点で、厚生局に対して、次のいずれかを届け出た

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料（医科）
- ・入院ベースアップ評価料（歯科）
- ・訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

はい

いいえ ↓

②令和8年3月1日時点において、次の職員しか配置しておらず、制度上、ベースアップ評価料を届け出ることができなかった（※看護師や歯科衛生士など医療に従事する職員を配置していない医療機関）

- ・医師である院長
- ・歯科医師である院長
- ・医療に従事しない事務職員

はい ↓

いいえ

③令和8年6月1日時点で、厚生局に対して、令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出た

はい ↓

いいえ

④補助対象となる期間（原則として令和7年12月～令和8年5月までの6ヶ月間）において、次に示すいずれかの賃上げを行った

1. 令和7年12月から令和8年5月までの6ヶ月間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ）を実施した。
2. 令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金（又は特別手当）を対象職員に支給した。さらに、令和8年4月から5月までベースアップを実施した。
3. 対象職員に対して、令和7年4月～11月の間に、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回るベースアップを実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間も継続していた。

※ベースアップ分および一時金（又は特別手当）については、原則として6月までに対象職員に対して支給を行っている必要があります。

※賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含めることができます。

※定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬（ベースアップ評価料など）及び他の補助金等（生産性向上・職場環境整備等補助金など）を財源として賃上げを行っている部分に本補助金を充てることはできません。

いいえ

はい ↓

申請方法が
分からない場合

賃上げ支援補助金の対象になります

※詳細は申請要領をお読みください

以下、いずれかへお問い合わせください。
 支援金事務局：050-5574-2745
 県医務課：055-223-1480

賃上げ支援補助金の対象になりません

対象判断用フローチャート（保険薬局）

